

## 「令和4年度岐阜県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見

住所又は所在地	〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1丁目4番地の1	
氏名 (団体、企業等の方はその名称及び担当者名)	全岐阜県生活協同組合連合会 専務理事 佐藤圭三	
連絡先 (※いずれか一つ で結構です)	電話番号	058-370-6867
	F A X	058-370-6860
	電子メールアドレス	ksatou@tcoop.or.jp
ご 意 見		
<p>1.総論として</p> <p>❖該当箇所：P1：計画策定の目的等について</p> <p>意見：</p> <p>岐阜県食品安全行動基本計画のもとに策定されている様々な計画に沿い、県や市町村が県内の諸団体や企業と連携して食品安全行政が推進されています。特に食品関連事業者へのコンプライアンスを徹底することで、意識や品質管理の力量が向上し、食品等の安全性の確保が進んでいることが各種検査結果に表われています。それが食品に対する安心感の向上(安心層が不安層を上回るなど)にもつながっているものと評価できます。</p> <p>私たち生活協同組合は、「食の安全」を中心に、生協組合員やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指し活動しています。生協組合員を含め全ての県民にとって食の安全は引き続きの大きな関心事です。消費者は食の安全やリスクに関する科学的知見に基づく正しい情報を受け取り、理解し、自らの選択や判断に活かす必要があります。今後も、新型コロナとの共存社会において、食品安全行政が弛まず機能し、健康で安心な県民生活が送れるよう、本計画の推進を期待いたします。</p> <p>2.各論</p> <p>❖該当箇所：P2（2）実施機関、人員について</p> <p>意見：</p> <p>毎年意見を出しておりますように、食の安全・安心は県民のくらしの基礎です。近年は豚熱(CSF)や鶏インフルエンザ感染発生への対応に加え、新型コロナウイルス対応への県や自治体職員の負荷は恒常的に高まっています。特に地域で業務にあたる市町村の保健所などの体制や働き方は大いに危惧されます。県を始めとして食品安全行政を担当する職員の健康管理や体制確保がすすむよう、予算等の措置を要望します。</p>		

❖ 該当箇所：P7(1)「HACCPに沿った衛生管理の促進・定着」について

P14(3)「HACCPの取り組み支援」

意見：

令和3年度までの取り組みにより、全ての食品関連事業者で導入が進み、今後は定着化をはかるステージへの移行を遅滞なく進める必要があります。その中で、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を採用する事業者、特に中小・零細や個人の事業者においては、理解や運用方法にまだ差異が大きい状況だと推察します。「岐阜県HACCP導入を希望する施設」への助言指導とともに、設備投資等の理由により考え方の導入からスタートする事業者・施設への支援にも積極的に取り組むことにより、岐阜県全体のレベルアップをはかることを期待します。

❖ 該当箇所：P10(1)「重点監視施設」について

意見：

別紙(概要版)P2の表では、前年度に監視目標としていた、レベル3の「飲食店営業(レベル1以外)、食品販売業等」「届出施設」が無くなっていますが、計画案本文の中ではどこで説明されているのでしょうか？(質問)

❖ 該当箇所：P11.c「カンピロバクターによる食中毒対策」について

意見：

令和3年も、鶏肉を生食で提供した飲食店での食中毒発生事故が発生しました。未だにこのような事例が起きるのは非常に残念であり心配されることです。いわゆる「裏メニュー」の問題など、監視指導の点では難しい状況はあるのかもしれませんが、飲食店はもちろん、消費者への啓発を強めることで、同様の事故を無くしていくことが必要だと考えます。以上の点から、今回この項目が追加されたことを評価します。

❖ 該当箇所：P14(4)「衛生管理の指標の設定」について

意見：

現行検査(最終製品の微生物残存数)に加えて、調理や製造工程別に管理指標(微生物残存数)を設定して衛生検査を行うように読み取れますが、この4行だけでは具体的なイメージが持てません。令和4年度から準備に入るものであるにせよ、もう少し具体的で丁寧な記載が必要だと考えます。

❖ 該当箇所：P15 「双方向のリスクコミュニケーション」「食品の安全・安心に関する教育の推進」について

意見：

コロナ禍において集合型の講演会やセミナー等が開催できない状況は続く予測されます。オンラインも積極活用してコロナ社会におけるリスクコミュニケーションの実施手段を具体的に決めていくことがより重要です。一般の消費者に対しては、目にとまりやすく、専門的な知識がなくても理解できる見せ方の追求も重要です。また、SNSのアンケート機能等を用いて理解度を敵一

域的に測定・分析するなどして、消費者の声に耳を傾けながら、双方向の活発なリスクコミュニケーションが実現できるよう、県のDX対応力を向上して食品安全行政の推進計画を具体的にしていけることを期待します。

**【提出先】**

- (1) 郵送 〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）  
岐阜県生活衛生課食品指導係 行
- (2) FAX 058-278-2627
- (3) 電子メール [c11222@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11222@pref.gifu.lg.jp)